

紀の川市における産業廃棄物安定型最終処分場の設置 に関する意見書

今般、和歌山県紀の川市内において設置が計画されている産業廃棄物安定型最終処分場について、処分場から生じる可能性のある汚染水は、分水嶺北側に位置する二瀬川及び樫井川水系に流出する可能性があり、万が一水質汚染が発生した場合の農産資源や水産資源、温泉資源、自然界の生態系、さらには同水系から取水されている本市の飲み水、延いては全市民の生命と生活に、深刻な影響が及ぶことが懸念されている。また、水質汚染が発生せずとも、風評被害をもたらす地域への影響も甚大である。

本市においては、大阪府内唯一の温泉郷、重要文化的景観、日本遺産、日根荘遺跡、世界かんがい施設遺産、世界・日本農業遺産等、歴史・文化・自然を一体とした地域価値の向上に取り組むとともに、農産資源・水産資源・泉州タオルのブランド化、大木地区における農産資源のオーガニック化実証実験等、持続可能な経済循環型社会の構築に努めている最中である。

これらは、長年にわたり地域の努力と信頼の積み重ねによって守られ、築かれてきたものであり、飲食業、製造業、観光業、ふるさと納税返礼品事業者など、地域経済全体を支える大切な基盤となっている。これらのいずれにとっても、水の美しさ、そのイメージは、付加価値の根幹を成している。水環境は不可逆であり、行政区域を越えて広がるものであるため、一度影響が生じた場合の回復は極めて困難である。本件は本市と周辺自治体の将来と生活環境に直結する重大な事案である。よって、影響が完全に否定できない限り、慎重な判断と対応が求められることは明らかである。

現在、本市内の町会連合会をはじめとする農業・水利・観光・民間教育、保育関係団体等から反対の意向が、本市議会に届けられるに至っている。よって、本市の大切な水域を長い将来に亘って保存し、子々孫々に受け継いでいく為、下記の事項について慎重なる処分を、強く求める。

記

- 1 流域全体を対象とした環境影響評価の実施
- 2 地下水及び河川への影響に関する科学的検証及び情報公開

- 3 住民の理解を得られるようエビデンスに基づいた丁寧な説明の実施
- 4 関係自治体及び住民との十分な協議
- 5 影響が否定できない場合の計画見直し

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和8年4月15日

泉佐野市議会